

農地法第3条許可申請書必要書類

申請書を事務局へ提出する際、事務局控用に本用紙を添付してください。

R5. 4. 1 現在

確認チェック (農業委員会)	書類名	事務局		農業委員	備考	確認チェック (申請者)
		所有権	使用 貸借権			
<input type="checkbox"/>	許可申請書	3部	3部	1部		<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	申請地の位置図 (1/10,000程度)	2部	2部	1部	申請箇所を色塗り 用紙はA4, A3を使用	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	申請地案内図 (住宅地図等)	2部	2部	1部	申請箇所を色塗り 用紙はA4, A3を使用	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	公図写	2部 (1部コピーで可)	2部 (1部コピーで可)	1部	法務局のもの 申請箇所を色塗り	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	全部事項証明書 (登記簿謄本)	1部	1部		抵当権等の権利が設定 されている場合は、承諾書必要	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	譲受人の住民票 (謄本)	1部	1部		世帯全員分	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	組合員得喪通知	1部			大井川、牧之原畑総、 神座、金谷土地改良 区の場合のみ添付	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	使用貸借契約書		1部			<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	農地に関する継続 耕作の誓約書	1部	1部		新規就農扱いの場合	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	耕作管理計画書	1部	1部	1部	新規就農扱いの場合、 譲受人が他市町村、県 知事許可の場合	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	耕作証明書	1部	1部		譲受人が他市町村の 場合	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	通作経路図	1部	1部		譲受人が他市町村、 県知事許可の場合	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	名寄帳		1部		経営移譲の場合添付	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	委任状	1部	1部		行政書士等が作成 の場合	<input type="checkbox"/>

※申請内容によっては、上記一覧表記載の書類以外に必要な書類がある場合があります。

※農業委員へ提出する書類は、コピーで可です。ただし、申請地の色塗りはお願いします。

農業委員へ提出する書類は、農業委員会事務局から農業委員へ渡します。

※令和4年度時点の島田市農業委員会が定めた下限面積を下回る者（新規就農者扱い）については、事前に申請書案2部（写しで可）及び耕作管理計画書（2部）を提出してください。事前に事務局との面談、また、農業委員からの現地調査への立ち合い及び聞き取り調査を受けてください。

※行政書士等が書類の代行をする場合でも、本人に聞き取り及び立ち合いを求めることがあります。